

# 1 教育・保育の量の見込みと確保方策の進捗状況（令和4年度）

○ 令和4年度（4月1日時点）は量の見込み（保育ニーズ）が計画よりも604人多く、また、確保方策（保育定員）については、計画に比べて88人少なかったことや、新設保育所（4・5歳児）の入所児童数が施設の利用定員数よりも少なかったことに加え、地域や年齢によるアンマッチによって、定員の弾力化が計画より309人少なかったことから、保育ニーズに対応した保育定員の確保が達成できず、全体で702人の不足となった。

【参考】 令和4年度（4月1日時点）の待機児童数は76人、未入所児童数は607人

## 事業計画（市全域 2・3号認定のみ）

（単位：人）

	令和4年度		差引
	計画	実績	
① 量の見込み	9,004	9,608	( 604)
② 確保方策	9,065	8,977	( Δ88)
③ ②のうち企業主導型を除く	8,783	8,783	( 0)
差引 (②-①)	61	Δ631	(Δ692)

### ② 確保方策（令和4年度）

計画：8,960人（R3.4.1日時点）+増加定員105人=9,065人  
 実績：8,616人（R3.4.1日時点）+増加定員361人=8,977人  
 差引：Δ344人（R3.4.1日時点） 256人 Δ88人

### ③ ②のうち企業主導型を除く（令和4年度）

計画：8,708人（R3.4.1日時点）+増加定員 75人=8,783人  
 実績：8,428人（R3.4.1日時点）+増加定員355人=8,783人  
 差引：Δ280人（R3.4.1日時点） 280人 0人

## （参考）

④ 定員の弾力運用の実施	238	Δ71	(Δ309)
⑤ 確保方策 (②+④)	9,303	8,906	(Δ397)
差引 (⑤-①)	299	Δ702	(Δ1,001)

### ④ 定員の弾力運用の実施（令和4年度）

計画： 238人（R4.4.1日時点）  
 実績： Δ71人（R4.4.1日時点）  
 差引：Δ309人（R4.4.1日時点）

## 2 教育・保育に係る確保方策ごとの進捗状況（令和4年度）

- 令和4年度は「①小規模保育事業の新設」「②認可保育所の新設」「③私立保育園の改築等」などにより、計画以上の利用定員を確保したが、保育士不足等により「定員の弾力化」の実績が少なかったことや、企業主導型保育事業の選定が1箇所のみであったことにより、保育ニーズには対応しきれなかった。

### 令和4年度(令和4年4月1日時点)

保育定員増に係る確保方策	計 画	実 績	差 引
① 小規模保育事業の新設	(0カ所) 0人	(3カ所) 57人	(57人)
② 認可保育所の新設	(0カ所) 0人	(2カ所) 170人	(170人)
③ 私立保育園の改築等	(2カ所) 20人	(2カ所) 73人	(53人)
④ 民間移管による定員増	(2カ所) 5人	(2カ所) 5人	(0人)
⑤ 公立保育所の改築	(1カ所) 20人	(2カ所) 40人	(20人)
⑥ 認定こども園の改築等	(1カ所) 30人	(0カ所) 0人	(△30人)
⑦ 備品及び施設改修費等補助事業の実施	(0カ所) 0人	(1カ所) 10人	(10人)
⑧ 企業主導型保育事業の設置	(4カ所) 30人	(1カ所) 6人	(△24人)
合 計	105人増	361人増	(256人)
合 計(⑧企業主導型を除く)	75人増	355人増	(280人)

定員の弾力運用 計画:238人 実績:△71人 (差引:△309人)

「①小規模保育事業の新設」は、令和3年度に公募を実施し、3カ所(57人)を選定した。  
「②認可保育所の新設」は、令和2年度の公募において選定した2カ所(170人)が開設し、また、令和3年4月に開設した施設において定員を増員(45人)したほか、代替施設として使用していた場所に分園(28人)を設置したことにより、計画以上の定員を確保した。

「⑧企業主導型保育事業の設置」は、令和3年度においては、尼崎市内で応募された事業所は4カ所であったが、国から採択を受けたのは1カ所(6人)のみであった。

「定員の弾力運用」は新設認可保育所(4・5歳児)の入所児童数が施設の利用定員数よりも少なかったことや、保育士不足のほか、地域や年齢によるアンマッチなどの理由により、実績が△71人となった。

### 令和4年度 保育定員の確保状況

計画 定員増分 105人・弾力運用分 238人 → 計 343人 (企業主導型を除くと 313人)

実績 定員増分 361人・弾力運用分 △71人 → 計 290人 (企業主導型を除くと 284人)

計画に対して、定員増分は約250人多く、弾力運用分は約300人不足し、合計約50人の不足となった。(企業主導型を除くと合計約30人の不足)

### 3 教育・保育に係る確保方策ごとの取組内容（令和5年度以降）

- 令和5年度から令和6年度までの2カ年で、以下の確保方策により543人の定員増を図るとともに、定員の弾力運用により毎年135人ずつの児童の受入増に繋がる取組みを進める。
- 確保方策の一部（313人）は令和6年度以降に実施予定となるほか、保育需要もまだ増加傾向にあることなどから、令和5年4月時点での待機児童解消は厳しい状況である。

令和5年度(令和5年4月1日時点)		
確保方策	計画	備考
① 小規模保育事業の新設	(0カ所) 0人	
② 認可保育所の新設	(2カ所) 180人	・令和3年度公募分
③ 私立保育園の改築等	(1カ所) 20人	・分園設置
④ 民間移管による定員増	(1カ所) 20人	・七松保育所
⑤ 公立保育所の改築	(0カ所) 0人	
⑥ 認定こども園の改築等	(0カ所) 0人	
⑦ 備品及び施設改修費等補助事業の実施	(1カ所) 10人	
⑧ 企業主導型保育事業の設置	(0カ所) 0人	
合計	230人増	
合計(⑧企業主導型を除く)	230人増	

令和6年度(令和6年4月1日時点)		
確保方策	計画	備考
① 小規模保育事業の新設	(0カ所) 0人	
② 認可保育所の新設	(3カ所) 270人	・令和4年度公募分
③ 私立保育園の改築等	(3カ所) 28人	
④ 民間移管による定員増	(1カ所) 5人	・南武庫之荘保育所
⑤ 公立保育所の改築	(0カ所) 0人	
⑥ 認定こども園の改築等	(0カ所) 0人	
⑦ 備品及び施設改修費等補助事業の実施	(1カ所) 10人	
⑧ 企業主導型保育事業の設置	(0カ所) 0人	
合計	313人増	
合計(⑧企業主導型を除く)	313人増	

**定員の弾力運用** 令和3年度より開設した「保育士・保育所支援センター」の活用を推進するなど、保育士の確保や定着化につながる取組を進めることで、令和5年度から令和6年度までの2カ年で、定員を超えて受け入れる児童数の増加（毎年135人ずつ）を見込む。

## 4 教育・保育に係る取組の考え方（令和5年度以降）

- 近年の少子化による就学前児童数の減少傾向を踏まえると、いずれは保育ニーズも頭打ちとなることが想定される。しかしながら、現状では、直近の保育ニーズ（実績値：9,608人）が事業計画の量の見込み（計画値：9,004人）を600人上回るなど、計画と実績に大きな乖離が生じているため、事業計画の中間年見直しにおいて、令和5年度以降の保育ニーズの動向を見定めるとともに、それに対応するための利用定員の確保などに努めていく。
- 保育定員は、令和5年4月時点においては9,207人（※）としているが、直近の保育ニーズ（9,608人）よりも少なく、今後も増加傾向にあることが見込まれるため、引き続き、ニーズが高い地域において、認可保育所の公募等による定員増など、効率的かつ効果的な待機児童対策を実施する。  
（※ 保育定員（令和4年4月時点）8,977人＋令和5年4月までの定員増に係る確保方策230人）
- 令和4年4月時点で定員の弾力化は△71人となっており、保育士不足による課題が顕著に現れていることから、「保育士・保育所支援センター」の活用や保育士の確保・定着化に資する取組みを重点的に進めるとともに、丁寧な利用調整を行うことにより、毎年135人ずつ（令和5年4月：135人増、令和6年4月：270人増）定員を超える受け入れ増やしていく。
- 将来的な保育ニーズの頭打ちも見据えた施設整備等により、効果的な保育定員の確保を実施していることに加えて、保育士不足のほか、地域や年齢によるアンマッチが増えていることなどから、令和5年4月の待機児童解消は厳しい状況にあるが、引き続き、保育の量や保育士の確保・定着化の取組や丁寧な利用調整を推進することにより、早期の待機児童解消を目指す。